

観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの脱炭素化を図り、もって地球温暖化の防止に寄与すること、並びに子育て世代の住宅取得を支援することにより定住を促進するため、ゼロエネルギーハウス等を建築等する者に対し、予算の範囲内において観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市の区域内に所在する家屋であって、現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの（店舗、事務所等と兼用のものを含む。）をいう。ただし、当該家屋の所有者以外の者が申請を行う場合にあつては、当該所有者から書面による設置の承諾を受けたものに限る。
- (2) Z E H 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスをいう。
- (3) 国Z E H事業 経済産業省、国土交通省又は環境省がZ E Hの普及促進を目的として実施する補助事業をいう。
- (4) B E L S 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (5) V 2 H 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。）に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できるようにし、自動車と住宅とで電力を相互に供給する設備をいう。
- (6) 発電システム 太陽電池を用いて太陽光を電気に変換する住宅用太陽光発電シス

テムをいう。

- (7) 蓄電システム 電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を住宅に電気を供給できる住宅用蓄電システムをいう。

(補助対象設備)

第3条 補助対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) ZEH 次のアからウまでを全て満たすもの

- ア 国ZEH事業の補助対象であること。
- イ 住宅に発電システムが設置されること。
- ウ 住宅にV2H又は蓄電システムが設置されること。

- (2) V2H 次のア及びイを満たすもの

- ア 発電システムに併設するものであって、住宅に設置する時点において未使用であること。
- イ V2Hの設置が賃貸借契約等によるものでないこと。

- (3) 発電システム 次のアからオまでを全て満たすもの

- ア 電気事業者の配電線と連系するものであること。
- イ 次条に規定する交付対象者が居住する住宅に電力を供給するもの（事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供する部分のみに供給する電力を発電するものを除く。）であって、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1キロワット以上であること。
- ウ 住宅が存する一の敷地に設置すること。
- エ 発電した電力を自ら居住する住宅において使用することを前提としていること。
- オ 発電システムの設置が賃貸借契約等による設置でないこと。

- (4) 蓄電システム 次のアからウまでを全て満たすもの

- ア 発電システムに併設するものであって、住宅に設置する時点において未使用であること。
- イ 国ZEH事業における蓄電システム登録済製品一覧に記載されているものであること。

ウ 蓄電システムの設置が賃貸借契約等による設置でないこと。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。ただし、補助金の申請日において市内に住所を有しない者にあつては、第8条に規定する実績報告の日までに転入し、居住すること。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備の契約及び支払の全てを行う者であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、補助対象設備に要する経費が当該額より少ない場合は、当該経費の額とする。

- (1) Z E H 20万円。ただし、交付対象者が交付申請書の提出時に40歳以下の場合は、40万円
- (2) V 2 H 10万円
- (3) 発電システム(第5号の場合を除く。) 5万円
- (4) 蓄電システム(次号の場合を除く。) 5万円
- (5) 発電システムと蓄電システムを同時に設置する場合 20万円

2 補助金の交付は、1世帯につき、1回限りとし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事着手前の現況を確認することのできるカラー写真
(補助対象設備付きの住宅を購入する場合にあつては、当該補助対象設備付きの住宅を確認することのできるもの)
- (2) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し(補助対象設備付きの住宅を購

入する場合にあっては、補助対象設備を当該補助対象設備付きの住宅に設置した時点において、当該補助対象設備が未使用であることを証する書類)

(3) 住宅に係る工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（新たに建設する、若しくは購入する住宅への補助対象設備の設置を行う場合又は補助対象設備付きの住宅を購入する場合に限る。）

(4) 該当する補助対象設備に要する経費の合計額の内訳が分かる書類

(5) 住宅及び補助対象設備を設置する予定の場所の分かる地図

(6) 国ZEH事業の交付決定通知書の写し（ZEHを行う場合に限る。ただし、交付決定通知書が発行されていない場合は、国ZEH事業の交付申請書の写し）

(7) 住民票の写し（補助金の申請日前3か月以内に発行されたものに限る。ただし、補助金の申請が本市に転入する前であるときは、転入を予定している住所等がわかる書類を提出した上で、転入後速やかに住民票の写しを提出するものとする。）

(8) 市町村税に滞納のないことを証明する書類（補助金の申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に補助金の交付の可否を通知するものとする。

(補助対象事業の変更及び中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。

）は、補助金の交付申請の記載事項のうち住宅の所在地又は補助金の交付決定を受けた額を変更する場合は、観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助対象設備の設置を中止する場合は、速やかに観音寺市ゼロエネルギー

ギーハウス等普及促進補助金中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象設備の設置工事が完了したときは、観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象設備に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し

（2） 補助対象設備が発電システムである場合にあっては、次の書類

ア 発電システムの出力対比表（太陽電池モジュールの製造番号と実出力の対比ができるもの）

イ 発電システムの設置状態を示すカラー写真（太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）

ウ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し

（3） 補助対象設備がZEHである場合にあっては、次の書類

ア 国ZEH事業の完了実績報告書の写し及び国ZEH事業の交付額確定通知書の写し（新築の場合に限る。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネルギー性能表示評価書の写し（BELS等、第三者認証を受けたもの）

ウ 再生可能エネルギー発電設備として発電システムを導入した場合は、前号で規定された書類一式（導入した発電システムに係る情報が確認できるもの）

（4） 補助対象設備が蓄電システムである場合にあっては、次の書類

ア 蓄電システムの設置状態を示すカラー写真

イ 蓄電システムの型式名、製造番号が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し

ウ 蓄電システムの保証開始日が記載されている保証書の写し

（5） 補助対象設備がV2Hである場合にあっては、次の書類

ア V 2 Hの設置状態を示すカラー写真

イ V 2 Hの型式名、製造番号が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し

ウ V 2 Hの保証開始日が記載されている保証書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に補助金の確定を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により補助金の確定の通知を受けた補助対象者は、速やかに観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金交付請求書（様式第8号）により市長に対し、補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者の責めに帰すべき理由により補助金の交付ができないとき、又は補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき、若しくはこの要綱に基づく指示、指導等に従わないときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、当該補助対象者に当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(処分の制限)

第13条 補助対象者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を譲渡し、交換し、貸与し、担保し、又は廃棄に供するときは、あらかじめ観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、観音寺市ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金処分承認通知書（様式

第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助対象者が補助対象設備を処分した場合において、補助対象者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(報告)

第14条 市長は、補助対象者に対して、必要に応じて補助対象設備に関する資料の提供その他の報告を求めることができる。

- 2 前項の規定による報告を求められた補助対象者は、市長が指定する期日までに、その内容を市長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。